

(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて

1. (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムの概要

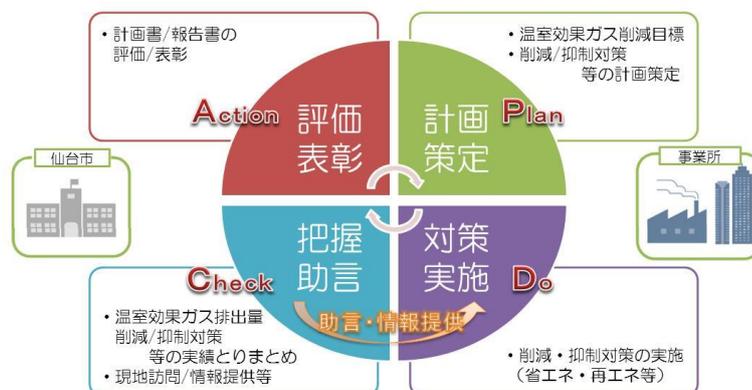
- ・ パリ協定を踏まえた本市の温室効果ガス削減目標の達成に向け、本市の排出量の半分を占める事業活動からの削減を図るための取り組み。

- 8 政令市が制度を導入済み。

- ・ 事業者と協働し、温室効果ガスとエネルギーコストの両方の削減を目指す。

- 事業者は温室効果ガスの削減目標等の「計画書」を提出

- 市は事業所の現地調査を行い、助言や情報提供を実施



- ・ エネルギー使用量大きい事業所は、省エネ法によるエネルギー使用量等の届出義務があることから、この既存の枠組みを効果的に活用して、事業者側の負担軽減を図る。

2. モデル事業の実施と事業者からの主な意見

- ・ 市内の省エネ法届出対象事業所（約 90 事業所）のうち、製造業、小売業、宿泊施設、事務所など多様な業種の 10 事業所から協力を得て、平成 28 年 10 月から平成 30 年 3 月までモデル事業を実施。成果等の取り纏めは 8 月頃を予定。

- ・ 参画事業所からの主な意見は以下のとおり。

(1) 新たな削減対策の推進

- ・ 市からの助言を踏まえ、新たな温室効果ガス削減に向けた取り組みを始めることができた

(2) 環境行動意識の向上

- ・ 所内でこの取り組みを紹介したことで、従業員の環境意識を向上させる契機となった

(3) 対外的なアピール

- ・ 取り組みが市ホームページで紹介されることで、対外的なアピールに繋がった

3. 今後の予定

- ・ 平成 30 年度

- 9 月以降、環境審議会に制度枠組みについて諮問

- 環境審議会内に検討のための部会を設置の上、集中して審議（4 回程度）

- ・ 平成 31 年度以降

- 環境審議会・部会の審議結果を踏まえ、早期の制度開始を目指す